

1 件 名 三浦市下水道条例の一部を改正する条例の基本方針

2 提案の根拠・理由

本市における公共下水道の使用料について、現行、月の途中で使用を開始し、再開し又は中止したときの使用料は使用日数にかかわらず、1箇月とみなし算定しているが、県内他市町とのサービスの違いを解消するため、所要の改正を行うもの

3 条例の内容

(1) 月の中途において公共下水道の使用を開始し、再開し、又は中止したときの使用料について、次の各号に該当する場合の基本使用料は、当該各号に定める額とする規定を加える。【第16条第3項関係】

ア 使用期間が15日以下で汚水排除量が5立方メートル以下（汚水排除量がない場合を含む。）の場合 1箇月当たりの基本使用料の金額に0.5を乗じて得た額

イ 使用期間が1箇月を超え45日以下で汚水排除量が15立方メートル以下（汚水排除量がない場合を含む。）の場合 1箇月当たりの基本使用料の金額に1.5を乗じて得た額

(2) 月の中途において、その汚水の区分に変更があった場合は、その使用日数の多い汚水の区分に係る料率を適用し、使用日数が等しいときは新しい汚水の区分に係る料率を適用する規定に改正する。【第16条第4項関係】

4 施行期日

令和6年4月1日

5 経過措置

施行日前の事案に対する使用料の算定について従前のおりとするため、必要な経過措置を設ける。